

木津東地区 まちづくりニュース

vol. 3
令和2年1月
2020.1

木津東地区の開発条件等について勉強しました。

令和元年12月17日に市役所本庁舎4階会議室で第3回事務局会議を開催しました。

この日は、木津東地区の概要として、地形や地質をはじめ、河川の流域、法規制、地区内にある施設など幅広い項目について説明し、開発にあたっての諸条件を確認しました。

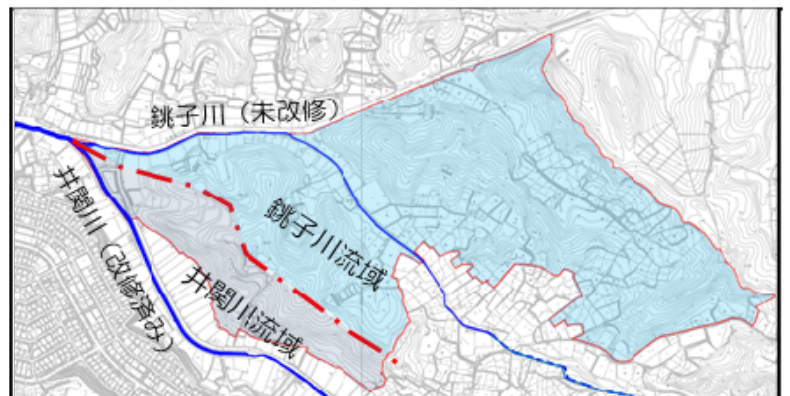


（当日の会議の様子）

流域とは・・・

降った雨は地表を流れて川に流れこみます。雨が流れ込む範囲をその川の流域と言います。本地区は、井関川流域と銚子川流域に分かれています。

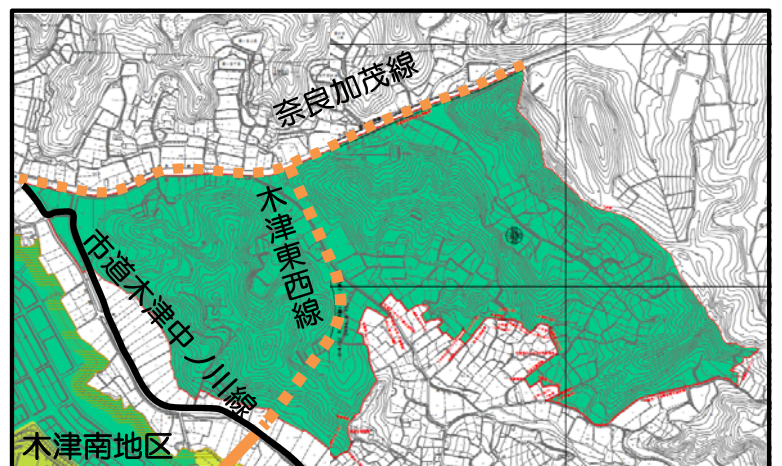
井関川は、本地区に関連する区間は既に改修されていますが、銚子川は、未改修です。



都市施設とは・・・

都市計画法で規定された道路、河川、公園などの施設で、本地区には都市計画道路として、木津東西線と奈良加茂線があります。

木津東西線は、木津南地区から当地区を通過して府道奈良加茂線に接続します。木津南地区～市道木津中ノ川線は整備済みです。



その他法令による規制

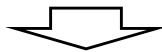
本地区内には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林や砂防法第2条に基づく砂防指定地がありますので、当該地の開発を行う場合は、いずれも事前に都道府県知事の許可が必要になります。

上水道・下水道等

地区内の上下水道や電気、ガス、通信施設等については、今後決定していく土地利用計画に応じた整備を行っていく必要があります。

工区を分割したり、段階的に施行したりする場合に留意すべき事項

- ・河川は、原則として下流から整備する必要があります。
- ・供給処理施設(上下水道等)は、地区外の幹線等と接続する必要があります。
- ・既存の生活道路とのつながりに配慮する必要があります。



- ・効率よく整備すること(暫定の施設を作らない等)により、余計な事業費を抑えることができます。
- ・山を造成(切土)するためには、切土により発生する土砂を持っていく場所(盛土する場所)を同時に確保すること、切土量と盛土量のバランスが取れること、が必要になります。

その他意見

- ・合意形成に時間がかかるなら、合意形成のできた区域から事業着手することも検討する必要がある。

第3回事務局会議まとめ

開発に関わる諸条件を理解した上で、コンパクトな区域設定や区域分割を行ったり、大街区化を図るなどの検討を行って、より実現性の高い事業フレームを設定していく必要がある。

木津東地区のまちづくりに賛同して頂ける方で、未入会の方の協議会への参加をお願いします。参加いただける方は、同封の参加届を事務局までご提出ください。

木津東地区のまちづくり情報は、市ホームページからご覧頂けます。
ホーム→市政情報→関西文化学術研究都市→木津東地区
<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,0,112,470.html>

これまでの全体集会やまちづくり勉強会に欠席されていたり、再度説明を受けたい地権者様へは、個別に説明をさせていただきますので、事務局までご連絡ください。

発行:木津東地区まちづくり協議会
事務局:木津川市建設部都市計画課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

電話(0774)75-1222 FAX(0774)72-8382

E-mail:tokei(アットマーク)city.kizugawa.lg.jp